

# 旅行条件書

この旅行条件は 株式会社たびのレシピの募集型企画旅行に適用させていただきます。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社たびのレシピ(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社からが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付することができます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社からが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金が当社からが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社からがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によつて契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社からが定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの段階で、階段・席席・満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、「この状態のことを「ウェイティング」といいます。)この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合は当社は申込金を申し受けます。(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当社からが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期間までに結果として予約ができなかつた場合」は、当社は該当申込金を全額払い戻します。
- (9)本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をおもの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をおもの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために特に措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者との同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又は「ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から(3)はお申し出の日から原則として1週間に内にご連絡いたします。
- (5)お客様がご旅行中に疾病・障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったら当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施はかかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、会員登録・場所・利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支

払いただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日にお支払いの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。また、当社とお客様が第24項に規定する旅行契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金・追加代金として表示したものを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満22歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入湯料・料金等及び消費税等諸経費。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員賃金、団体行動に必要な心付。
- (3)その他のパンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- (4)上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- (5)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金が当社からが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社からがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によつて契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (6)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (7)契約責任者は、当社からが定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (8)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (9)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (10)お申込みの段階で、階段・席席・満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、「この状態のことを「ウェイティング」といいます。)この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合は当社は申込金を申し受けます。(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当社からが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期間までに結果として予約ができなかつた場合」は、当社は該当申込金を全額払い戻します。
- (11)本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 10. 追加代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
  - (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
  - (2)空港施設使用料。(パンフレットに明示した場合を除きます。)
  - (3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
  - (4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
  - (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
  - (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦闘、暴動、連送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施はかかるため止めむを得ないときは、お客様にあらかじめ誰やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
  - (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
  - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大額な差額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受け難いかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券の費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただけます。
- (2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただけます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したとのし、取消料と同額の違約料をいただけます。
- (4)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を收受します。

## 15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
  - ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
  - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
    - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもとのその他の重要なものである場合に限ります。
    - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
    - c. 天災地変、戦闘、暴動、連送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
    - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
  - ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金から所定の取消料を差し引き戻します)。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
  - ④当社の解除権
    - ①お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。
    - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
      - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
      - b. お客様の性別・年令・資格・技能その他の事由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき。
      - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げ妨害のおそれがあると認められたとき。
      - d. お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
      - e. お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前に)旅行中止のご通知をいたします。
      - f. スキーや自走する旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
      - g. 天災地変、戦闘、暴動、連送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - ⑤当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

## 16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
  - ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - ②お客様の責に帰する事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合においては、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供者に係る部分の契約を解除することができます。
  - ③本項(1)の①の場合は、当社が旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに對して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
  - ④当社の解除権
    - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
      - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
      - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとのとき。
      - c. 天災地変、戦闘、暴動、連送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。
    - ②解除の効果及び払い戻し
      - 本項(2)の②に記載した事由で当社が旅行契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に對して、取消料・違約料その他の名目で支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が該当旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて

て払い戻しをいたします。

- ③本項(2)の①のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。  
④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約關係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が決まりましたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにはては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。  
(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。  
(3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。  
(4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

## 18. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。  
(2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。  
(3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。  
(4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供の中止やお客様の都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自分で、残りのご利用分のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理はされなかった場合は、一律放棄したことになります。一切の返金を受けられないことになりますのでご注意ください。  
(5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間ににおいて、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手配とは、お客様ご自身で行って頂きます。

## 19. 当社の責任

- (1)当社は募集企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。(ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります)。  
(2)お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。  
①天災地変、戦争、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不適・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮  
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。(ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます))といたします。

## 20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)、後進障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。  
(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行わない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り当該募集企画旅行参加中とはいたしません。  
(3)お客様が募集企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集企画旅行に含まない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量活動機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。  
(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他のこれらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。  
(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。  
(2)お客様は、募集企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。  
(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する方法で支払わなければなりません。

き事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

## 22. オプショナルツアーや情報提供

- (1)当社の募集企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画する募集企画旅行(以下「当社オプショナルツア」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーや、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。  
(2)オプショナルツアーやの進行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアーや参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しても、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。また、当該オプショナルツアーやの進行事業者の責任及びお客様の責任はすべて、当該進行事業者の定めに拠ります。

(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(4)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(5)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(6)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(7)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(8)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(9)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(10)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(11)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(12)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(13)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(14)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(15)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(16)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(17)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(18)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(19)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(20)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(21)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(22)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(23)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(24)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(25)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(26)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(27)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(28)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(29)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(30)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(31)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(32)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(33)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(34)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(35)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(36)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(37)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(38)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(39)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(40)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(41)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(42)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(43)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(44)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(45)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(46)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(47)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(48)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定は適用します(但し、当該オプショナルツアーやご利用日が生たる募集企画旅行の「手配日」でありかつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

(49)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規定